⑹　緊急の必要により競争に付することができない場合
⑺　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接物品等を買い入れるとき
⑻　一般競争又は指名競争による場合において、競争に付しても入札がないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき又は行われた入札が馴れ合いによるとき若しくは入札に関する条件に合致しないものであるとき。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた調達価額その他の条件を変更することができない。
⑼　落札者が契約を結ばない場合において、落札金額の制限内での契約を締結するとき
⑽　第10条第１項第３号の規定による競争に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、物品等契約手続第15条第１項第５号、第３項及び第４項並びに不動産等契約手続第15条第１項第４号、第３項及び第４項の規定に準じて随意契約によることができる。

（随意契約に関する公示）

第21条　契約責任者は、10万ＳＤＲ以上の調達案件を随意契約によろうとする場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第３項の事項について、官報により公示しなければならない。
⑴　競争に付しても入札がない場合
⑵　再度の入札をしても落札者がない場合
⑶　極めて緊急を要する場合
⑷　当初の入札に際して一定の条件を満たされれば、契約を更新することがある旨をすべての供給者に明らかにしている場合
⑸　特定役務のうち、行動計画の対象となるもの

２　前項の公示の日は、次のとおりとする。
⑴　コンピュータ製品及び同サービス
　契約予定日の20日以上前
⑵　電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス
　契約予定日の40日以上前
⑶　物品等及び特定役務（上記に掲げるものを除く。）
　契約予定日の20日以上前

３　第１項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。
⑴　調達の内容（名称、数量等）
⑵　随意契約の予定日
⑶　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由
⑷　予定される随意契約の相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

（緊急調達の場合の官報公告（公示））

第22条　緊急に調達が必要となる場合は、第12条に基づく公告又は第17条若しくは第21条に基づく公示については、10日まで短縮することができる。

（落札者の決定に関する通知等）

第23条　契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　契約責任者は、調達契約につき一般競争若しくは指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
⑴　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額
⑹　契約の相手方を決定した手続
⑺　第12条の規定による公告又は第17条の規定による公示を行った日
⑻　随意契約による場合はその理由
⑼　その他必要な事項

（一般競争、指名競争又は随意契約に関する記録）

第24条　契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。
⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
⑵　入札者の申込みに係る価格
⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
⑸　第18条第４項の規程により通知した場合には、その通知に関する事項
⑹　その他必要な事項

２　契約責任者は、調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、少なくとも３年間保管するものとする。

（政府調達相談窓口の設置）

第25条　本社の契約担当部署は、供給者に対して、この手続に基づき自部署が担当する個別の調達案件に関する情報の提供や相談を行う窓口を設置する。

（調達契約に関する統計）

第26条　総務部の契約責任者は、総務省の依頼により調達契約に関する統計を作成し、総務省に送付するものとする。

（苦情の処理）

第27条　契約責任者は、調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定する。

（手続の所管）

第28条　この手続の所管は、総務部及び不動産戦略部とする。

（手続の改廃）

第29条　この手続の改廃は、不動産戦略部の担当執行役と協議の上、総務部の担当執行役が決定する。ただし、この手続の趣旨に反しない軽微な改定については、不動産戦略部長と協議の上、総務部長が決定することができる。

２　この手続は、定期的に見直すほか、業務若しくは経営環境の変化又は協定その他の国際約束、関係政省令若しくはＡＰ（基準額の邦貨換算額を含む。）の改正に応じて、随時見直すものとする。

３　この手続の改定は、当該改定の施行の日前において行われた公告若しくは公示又はその他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務ついては、適用しない。

附則

１　この手続は、平成24年４月１日から施行する。

２　この手続は、平成25年９月26日から施行する。

（注）　改定条項は以下のとおり。
　第12条を改定

３　この改定は、改正協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。

（注）　改定条項は以下のとおり。
　第８条、第９条、第10条及び第16条を除き改定。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 31 日

放送大学学園

◎調達機関番号　235　◎所在地番号　12

１　改正された規程の名称等
　放送大学学園契約事務取扱規程の特例を定める規程
　（http://www.ouj.ac.jp/hp/osirase/chotatsu/pdf/kitei/kitei2.pdf　参照）

２　この公表に関する問合せ先
　放送大学学園　財務部経理課
　ＴＥＬ043―298―4216